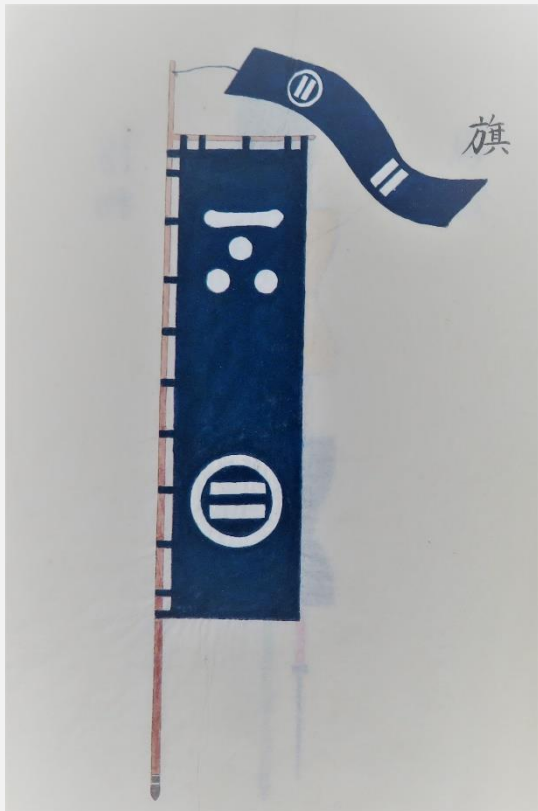


令和元年度文書館古文書実践講座（3 班）

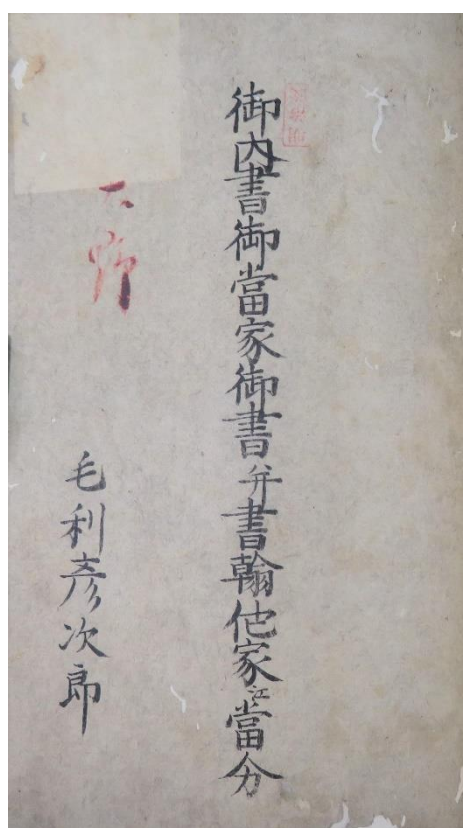
# 「大野毛利譜録」を読む

—萩藩一門の由緒を示す記録—



大野毛利家の旗と馬駿（毛利家文庫 15 文武 57 「御紋御旗御指物合印図」）

| 目次           |    |
|--------------|----|
| 目次           | 1  |
| 解説           | 2  |
| 大野毛利譜録所収文書一覽 | 6  |
| 關係略系図        | 8  |
| 凡例           | 9  |
| 大野毛利譜録       | 10 |



## 解説

大野毛利譜録（当館寄託・毛利家文庫21巨室31〈複写史料巨室448・449〉）は、元文五年（一七四〇）、享和元年（一八〇一）、天保十三年（一八四二）の三度、大野毛利家から藩府へ提出された略系・伝書・古文書写である（全四冊。三四〇丁）。

令和元年度古文書実践講座第3班は、これをテキストとし、元文五年（一七四〇）提出分の古文書写を解説した。以下、大野毛利家およびこの記録について簡単に述べる。

**大野毛利家について** 大野毛利家は、萩藩領上関宰判大野村（周防国熊毛郡大野村。現、平生町）を本拠とした萩藩一門である（禄高は約八、六一八石）。同家は、中世に津和野（現、島根県津和野町）を本拠とする西石見の有力国人であった吉見氏の流れを汲む。すなわち、吉見氏滅亡後に、吉川広家次男の政春が吉見広頼の娘を娶って吉見家を再興した。さらに寛永十四年（一六三七）に、政春が毛利秀就から「毛利」の苗字と「就」の偏諱を与えられ、就頼と名乗って一門に列せられた。代々の当主は、加判役・当職・当役などの要職を歴任している。

**本記録の内容について** 元文五年（一七四〇）四月に毛利彦次郎（広円）が提出した本記録は、前年二月に藩府から家臣に対し提出が命

じられた、いわゆる「元文譜録」の一つである。この「元文譜録」は、当時永田瀬兵衛が担当していた、毛利家系図の決定版である「江氏家譜」の別冊とも位置付けられる「新裁軍記」の編纂に伴う史料収集が目的であったと推測されている。

さて、本記録には三三点の古文書写が書写されているが、その内訳は、後掲表1「大野毛利譜録所収文書一覧」にまとめた通りである。このうち二七点は、文久元年（一八六一）〜慶応四年（一八六八）頃に岩国藩府に提出された文書類を写した「吉川家中并寺社文書」巻9坂本格ヨリ差出御書類写（岩国徴古館蔵）にも採録されている。また、一五点は神奈川県立公文書館所蔵「山口コレクション」の中に、一点は個人蔵の文書中に原文書が残っていることが確認できる。

次に差出人に注目すると、①徳川秀忠発給文書が二点、②毛利元就発給文書が一二点、③吉川元春発給文書が一点、④吉川元長発給文書が四点、⑤吉川元春・小早川隆景連署の文書が一点、⑥福岡藩主黒田氏家臣発給文書が二点となっている。

一方受取人は、明記されていない二点と毛利氏家臣宛ての一点を除く三〇点はすべて吉川氏に宛てられたものであり、その内訳は吉川元春や元長、広家（経言、如兼）単独が二八点、元春のほかに一名が加わったものが二点となっている。

文書の配列は、ほぼ差出人ごとにまとまっており、前述の分類に即せば、①↓②↓③の大部分↓④の大部分↓⑥↓③の一部↓④の一部↓⑤の順となっている。また、年代は特定できないものが大部分であるが、おおむね永禄年間（一五五八〜六九）の初め〜元和年間（一六一五〜二三）のものと考えられる。

内容的に興味深いものをいくつか例示すれば、

【1】吉川氏が担った山陰方面での経略に関わる文書（No. 6、8〜12、19、24、26。No. は今回便宜的に付したもの）

【2】吉川氏と黒田氏の深いつながりをうかがわせる文書（No. 29、30）

【3】毛利元就と吉川元春、あるいは吉川元春と元長や経言（広家）との間で交わされた親子の情がうかがえる文書（No. 4、17、31）

【4】毛利輝元の気質がうかがえる文書（No. 33）などがある。

このうち【1】には、毛利氏が永禄年間に石見を経略する過程で、三隅氏や小笠原氏、福屋氏といった有力国衆を軍事力で圧迫しつつ、傘下に取り込んでいく様子がわかるものと、天正年間に西進してきた織田方と対峙した伯耆や因幡での戦いに関わるものとが含まれる。前者で一例を挙げれば、元就と元春とで、福屋氏を自陣営に留めるために小早川氏との間で兄弟契約を結ばせようとしたことがわかる

ものがある（No. 10）。後者では、元春が、鳥取で思いがけない状況に陥れば近年培ってきたこの方面での面目を失うことを覚悟せねばならない、あるいは羽衣石城を命がけで落とす必要がある、等々の危機感を経言に伝えているものがある（No. 24）。

次に【2】についても触れておく。吉見政春の父・吉川広家と、のちに筑前福岡藩主となる黒田長政とは親交があったことはよく知られている。そのため政春は、吉見家を継ぐ以前には、長政の父である黒田如水の隠居領を受け継ぐことになっていた。また、政春という実名の「政」字は黒田長政の偏諱を与えられたものとされる。

No. 29は、そのことを直接裏付ける史料である。これによると、長政は、自らの偏諱である「政」字を与えることを広家から頼まれた際に、躊躇しながらも、文書（一字書出などの類）を出すのではなく、口頭で意思を伝えるのでよければという条件で承諾したことがわかる。またNo. 30は、元和九年（一六二三）に父長政の逝去をうけて跡を継いだ黒田忠之が、祖父如水以来の誼により今後も親しくつきあうことを約した旨を黒田氏家臣が吉川広家に伝えたものである。蛇足ながら、この忠之と二番目に署判している栗山備後守（利安）の子・利章が、著名な黒田騒動の当事者となる。

【3】には、毛利元就が吉川元春を狩に誘い、風呂の用意を頼んだもの（No. 4）、元春が経言に朝食と一緒にどうかと誘い、返事をも

らっていないが支度だけはしておくから来てくれるとうれしいと伝えたもの（No.17）、元春が元長に対して、日待（前夜から潔斎して寝ずに日の出を待って拝む行事）をするから、時間があれば、あるいは疲れていなければ、朝までつきあわなくてもよいから来ないかと誘ったもの（No.31）、などが含まれている。いずれも親子間で気楽に交わされた書状ならではの内容である。

この点に関連して付言するならば、本記録に含まれる元就から元春に出された書状は、原文書の筆跡から全て元就の自筆と考えられる。またその多くは花押も日付も書かれていないのが特徴として指摘できる。元就と隆元（元春の兄）父子自筆の往復書状は、花押も日付も書かないのが原則とされるので、元就と元春父子の間で交わされる自筆書状も同様であったと推測される。同じく花押も日付も書かれていない元春・経言父子間の書状（No.17）や、元長・経言兄弟間の書状（No.25）も自筆であった可能性が高い。

このように、本記録に自筆書状が数多く含まれていることは何を意味するのだろうか。一般的に書状においては、当事者間で自明な事柄は省かれるが、親子や兄弟などの間柄で、しかも自筆で交わされる書状ではその傾向が顕著である。さらに日付がないことが当事者以外の人間が、その内容を読み解くことをいっそう困難なものにしていると言えよう。また、「毛利家文書」には元就から隆元へ宛て

られた自筆書状が数多く伝わり、隆元が父元就の書状を指針や「守」（お守り）とするために手元に置いておき、返却する場合は書き写していたことが知られている。そういった書状（特に自筆書状）の持つ父祖の遺品的な性格に注目するならば、吉川家から他家を継いだ政春に、偉大なる曾祖父（元就）と祖父（元春）間、あるいは祖父と父広家の間で交わされた書状などが分け与えられた可能性も想定できよう。

【4】には、毛利家運営の中枢にいた「御四人」（吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良）の間で元龜三年（一五七二）十月に交わされた書状がある（No.33）。これによると、輝元は、当時精神的に相当まいっていたらしく、すべて自分一人の責任にされては力がもたないと書面で漏らしている。これに対して彼らは、輝元が「蒙氣」（氣がふさがる）となったのは、氣遣いと「生得御腹中もよハ／＼敷御座候」（生まれつき胃腸が弱い）ためであり、遠慮をしすぎて病氣にでもなったら氣の毒だとの認識を示している。前年に偉大な祖父元就が亡くなり、その庇護を失った二〇歳の輝元が当主として毛利家を運営していくことの困難さがうかがえる。

個人の個人となりうかがえるものとして、もう一例あげておくと、永祿二年（一五五九）に毛利・尼子両氏の和平を調停するために將軍足利義輝から上使として派遣された聖護院道増の処遇に関して元

就から元春へ宛てた書状がある（No.11）。尼子氏との和平に応じる気がない毛利氏にとっては、將軍義輝と道増の面子を潰さないようにしながら話を断るのはなかなか難事であった。毛利氏は、当初備後鞆（現、広島県福山市）に留めた道増との交渉を吉田興禅寺の住持である策雲玄龍に任せる予定であったが、その後やはり当主である隆元が応接せざるを得ないとか、贈物がいい加減なものではないなど頭を悩ませている。しかし、毛利氏が道増に対して細心の注意を払わねばならない理由は、ほかにもあった。それは、ただでさえ聖護院という格式の高い寺院の住職である道増が、個人的にも「公方様（義輝）叔父」であったことに加え、元就の言葉を借りれば「悉皆之御異見者」（何事にも一家言を持つ人物）であるから、少しでもぞんざいに扱った（と先方に認識された）ならば御機嫌を損ねて大変なことになるためであった。

以上述べたように、本記録に採録された文書は、本来は、吉見家を再興し、大野毛利家初代となった政春（就頼）の実家である吉川家の伝来文書であったと考えられる。その内訳は、原扉に「御内書・御当家御書并書翰他家江当分」と端的に記されている通り、吉川広家に与えられた徳川將軍家の御内書にはじまり、「御当家」から「他家」へ宛てられた「御書」（萩藩毛利家の藩祖元就から主に吉川元春へ宛てられた自筆書状）、「書翰」（吉川家父子・兄弟間で交わされた

書状等）からなっている。内容的には、政春（就頼）に関わりが深いものも含まれるが、大部分は彼には直接関係のない父祖間で交わされた肉声が伝わる書状である。これらが、大野毛利家へ移譲された理由は明らかではないが、「形見わけ」のような性格のものであった可能性も考えられる。

**参考** 小川国治監修・平生町郷土史調査研究会『一門六家 大野毛利氏と平生開作』（平生町、一九八八年）／後藤陽一監修『平生町史』（平生町役場、一九七八年）／山崎一郎「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」『山口県文書館研究紀要』三六号、二〇〇九年／秋山伸隆「毛利元就文書の基礎的考察」『毛利元就展——その時代と至宝——』（NHK、一九九七年）／岸田裕之「中国大名の研究」解説（岸田裕之編『戦国大名論集6 中国大名の研究』（吉川弘文館、一九八四年）／渡辺世祐監修『毛利元就卿伝』（マツノ書店、一九八四年）／渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』（マツノ書店、一九八二年）。

### 令和元年度古文書実践講座3班 受講生

網野ゆかり・高山哲夫・中村はるみ・山中トシ子・山田久子・山元利人

〈サポート〉和田秀作・山崎一郎（山口県文書館）

表1 大野毛利譜録所収文書一覧

| No. | 年月日          | 文書名       | 宛所           | 頁     | 家中 | 神奈川 | 個人 |
|-----|--------------|-----------|--------------|-------|----|-----|----|
| 1   | (年未詳)5月2日    | 徳川秀忠御内書   | →吉川蔵人(広家)    | 3~4   |    | ○   |    |
| 2   | (年未詳)9月8日    | 徳川秀忠御内書   | →吉川蔵人(広家)    | 4~5   |    | ○   |    |
| 3   | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春・隆景       | 5~6   | ○  | ○   |    |
| 4   | (年未詳)正月11日   | 毛利元就書状    | →治部少輔(吉川元春)  | 6~7   | ○  | ○   |    |
| 5   | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    |              | 7     | ○  | ○   |    |
| 6   | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 8~9   | ○  | ○   |    |
| 7   | (年未詳)3月28日   | 毛利元就書状    | →元春・刑部(口羽通良) | 9     | ○  | ○   |    |
| 8   | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 10~11 | ○  | ○   |    |
| 9   | (年未詳)12月8日   | 毛利元就書状    | →元春          | 11~12 | ○  | ○   |    |
| 10  | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 12~13 | ○  | ○   |    |
| 11  | (永禄2年)霜月27日  | 毛利元就書状    | →元春          | 13~15 | ○  | ○   |    |
| 12  | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 15~16 | ○  | ○   |    |
| 13  | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 16~17 | ○  | ○   |    |
| 14  | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 17~18 | ○  | ○   |    |
| 15  | (年月日未詳)      | 毛利元就書状    | →元春          | 18~19 | ○  | ○   |    |
| 16  | (年未詳)5月7日    | 吉川元春書状    | →経言          | 19    | ○  |     |    |
| 17  | (年未詳)2月19日   | 吉川元春書状    | →経言          | 20~21 | ○  |     |    |
| 18  | (年未詳)12月26日  | 吉川元春書状    | →経言          | 21~22 | ○  |     |    |
| 19  | (年未詳)11月12日  | 吉川元春書状    | →経言          | 22~23 | ○  |     |    |
| 20  | (年月日未詳)      | 吉川元春書状    | →経言          | 23    | ○  |     |    |
| 21  | (年未詳)6月20日   | 吉川元春書状    | →経言          | 24~25 |    |     |    |
| 22  | (年未詳)12月7日   | 吉川元春書状    | →経言          | 25~26 | ○  |     |    |
| 23  | (天正8年)壬3月9日  | 吉川元春書状    | →経言          | 26~27 | ○  |     |    |
| 24  | (天正8年)8月13日  | 吉川元春書状    | →経言          | 27~28 | ○  |     |    |
| 25  | (年月日未詳)      | 吉川元長書状    | →経言          | 29    | ○  |     |    |
| 26  | (年未詳)6月13日   | 吉川元長書状    | →経言          | 30~31 | ○  |     |    |
| 27  | (年未詳)6月4日    | 吉川元長書状    | →経言          | 31    | ○  |     |    |
| 28  | (年未詳)7月23日   | 吉川元長書状    | →経言          | 32~33 | ○  |     |    |
| 29  | (年未詳)10月19日  | 小河内蔵允書状   | →益庵(吉川如兼)    | 33~34 |    |     |    |
| 30  | (元和9年)壬8月15日 | 黒田氏家臣連署書状 | →益庵(吉川如兼)    | 34~35 |    |     |    |

| No.             | 年月日            | 文書名            | 宛所    | 頁 | 家中 | 神奈川 | 個人 |
|-----------------|----------------|----------------|-------|---|----|-----|----|
| 31 (年未詳)正月晦日    | 吉川元春書状         | →元長            | 36～37 | ○ |    |     |    |
| 32 (天正9年)正月27日  | 吉川元長書状         |                | 38～40 | ○ |    |     |    |
| 33 (元龜3年)10月12日 | 吉川元春・小早川隆景連署書状 | →(福原)貞俊・(口羽)通良 | 40～42 |   |    |     | ○  |

注1：「No.」は便宜的に付した頭注番号。

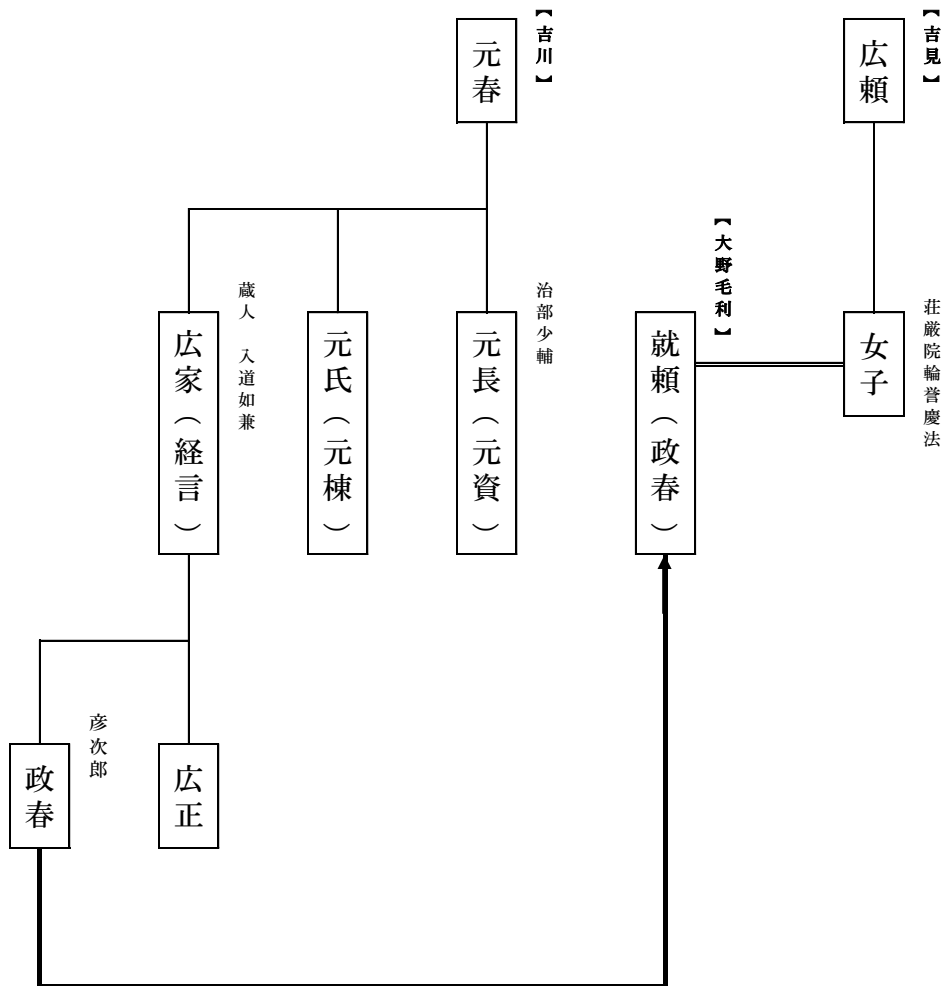
注2：「宛所」欄には、宛名の敬称や脇付は採用しなかった。

注3：「頁」欄には、テキストの頁数を記した。

注4：岩国徴古館蔵「吉川家中并寺社文書」に収録されているものは「家中」欄に、神奈川県立公文書館蔵「山口コレクション」や個人蔵の文書に正文が残っているものには「神奈川」欄や「個人」欄にそれぞれ○印を付けた。

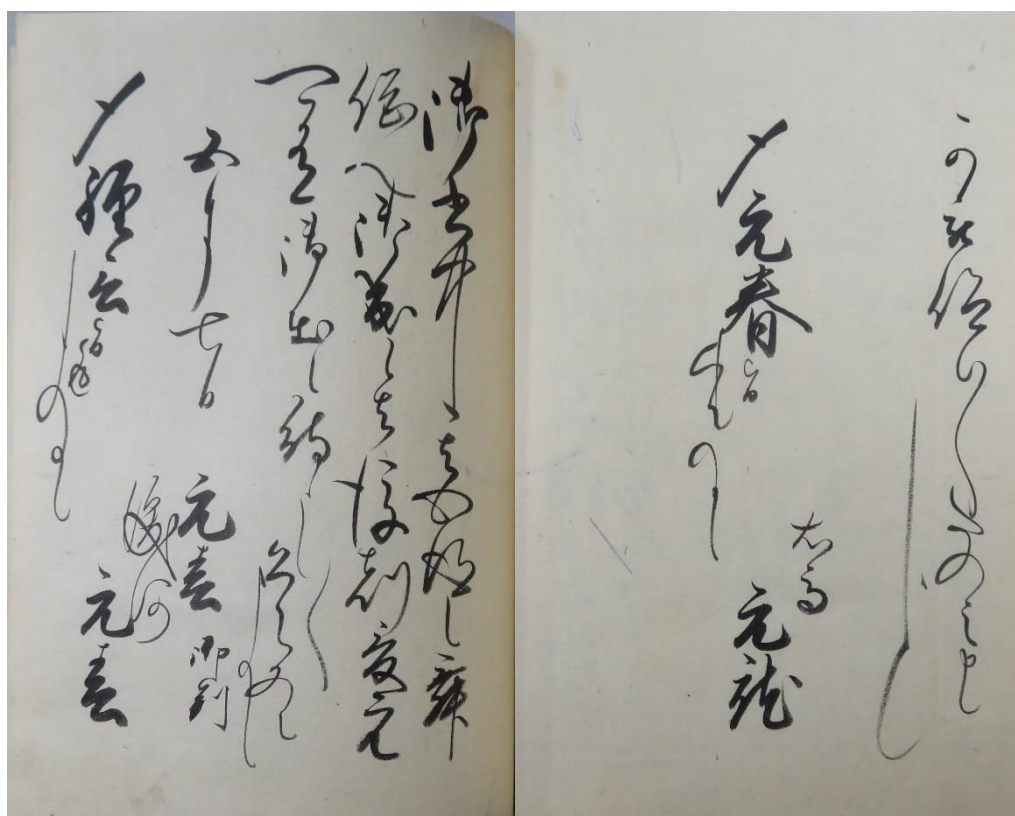


【吉見家・吉川家・大野毛利家略系図】



## 凡例

- 一、当史料は、令和元年度、山口県文書館古文書実践講座第3班が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用し、いわゆる表外漢字については適宜処理した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、上書や花押影を模写した箇所など、本文と区別する必要がある部分は適宜「」でくくり、(ウハ書)などの傍注を加えた。
- 一、地名や人名など説明として加えた傍注は( )で、正文や他の写本と照合して字を正した場合の傍注は「」で示した。
- 一、本文右上に小活字( )書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。
- 一、文書の区切りには、○を付した。



①  
(原表紙)

略系并伝書

大野

毛利彦次  
[印]

(本文省略)

②  
(原中扉)

御内書御当家御書并書翰他家江当分

大野  
毛利彦次郎  
[印]

③  
徳川秀忠御内書

為端午之佳兆

帷子・単物三

到来、欣思召候、

猶土井大炊助  
[利勝]

可申候也、

④

秀忠公

五月二日 御印判

吉川蔵人殿  
[広家]

○

②  
徳川秀忠御内書

為重陽祝義

小袖一重到来、

喜思食候、尚

本多佐渡守可  
[正信]

申候也、

⑤

秀忠公

九月八日 御印判

吉川蔵人とのへ  
[広家]

(封紙ウハ書

「吉川蔵人とのへ」

○封紙ウハ書は原文書から補った。

○

暮々御故障之儀共、

御出所仰候、

③  
毛利元就書状

近比御辛勞候へ共、ちとく

両人はへ御出之儀可為

祝着候、万可申談候く、

猶此者可申候、かしく、

⑥

(モト捻封ウハ書

(墨引影)

右馬  
元就  
隆景まいる  
[元春]

申給へ

○

【4】  
毛利元就書状

日限之儀態可申入候之処、人  
給候間、乍返事申候、十四日  
たるへく候へ、

就狩之儀申入候之処、御

懇承候、祝着候、さ候間、来

十四日相定候、十四日三河井(安芸国山県郡)

(風呂)ふろたるへく候、被成其御心

⑦

得、被仰付候而可給候へ、万々

たのみ申候へ、十四日もし天

気わるく候者、可為十五日候

へ、頼申候々々、恐々謹言

正月十一日 元就 御判

(モト端裏切封ウハ書)

「(墨引)」

(言川元春)「右馬」

治部少輔殿まいる 元就

申給へ

○ウハ書の官途「右馬」と「墨引」は原文書から補った。

○

【5】  
毛利元就書状

尚々三人より児(児玉就忠カ)三右所への  
折紙、彼者所へ被遣返事  
御させあるへく候へ、

かしく、

(モト捻封ウハ書)  
「(墨引影)」又まいる 元就

○

【6】  
毛利元就書状

⑧

唯今自三隅(石見国那賀郡)兩人之状

彼是披見候、長々敷候計

(笑止)せうしにて候へ、就其申

談度候、唯今御出奉待候へ

々々、又夜前信との被仰

合事も以面可承候、

かしく、

⑨

(モト切封ウハ書)

右馬

「(墨引影)」元春まいる 元就

申給へ

○

【7】  
毛利元就書状

追而申候、此弓矢之事両口之

儀候間、一大事之子細候、雖不及

申候、可為御覚悟候へ共、二とをり

の御分別ならてハ叶間敷候、

能々可有御心得候へ、

吉事重畳可申承候、

恐々謹言

三月廿八日 元就 御判

(モト切封ウハ書)

「(墨引)」

(言川)元春

右馬頭

刑部(テシ) 元就

(口羽通良) 申給へ

「

○ウハ書の宛所の敬称の「へ」は、原文書では切封の紙紐の上に書かれていた「春」及び「太」の一部が、紙紐を外したことによって分離した残画を、書きする際に敬称と誤認したものと思われる。また、「墨引」は原文書から補った。

○

【8】  
毛利元就書状

<sup>(10)</sup> 追而令申候、以前以波源申入候  
(波多野就信カ)  
(石見国瀨郷) 矢筈・三及須山見之事定

被指遣候や、早々罷帰候而、

旨儀申候者、波源以下事爰

元江可給候、何篇いそき

度事候く、趣聞度

候く、かしく、

<sup>(11)</sup>

(モト捻封ウハ書)

右馬

「墨引影」元春まいる 元就

申給へ

○

【9】  
毛利元就書状

夜前者申承候、祝着候、仍隆景  
(小早川)

被申之通承候ぬ、さ候間近比辛

労二て候すれとも、正月者小者

一人二てとくく被来候者、彼者

共之事悉皆可申談候、さも

候者、御方も可有御出候、正月末二ハ

(石見国智郡)

小笠原表一城可取出事必

定候之条、其内被来候やうに

<sup>(12)</sup>

内々能々被仰遣へくくく、

恐々謹言、

十二月八日 元就 御判

(モト捻封ウハ書)

「右馬」

「墨引影」元春まいる 元就

申給へ

○ウハ書の官途「右馬」は原文書から補った。

○

【10】  
毛利元就書状

猶々申候、福屋・小早河間之事者、

兄弟之契約之儀者はやせられ候、

別にハ又縁辺などは沼田に人  
(小早川家)

体なく候間、たゞく 此度不慮之

雑説を次互不可有別儀之旨、

牛王之裏にて神文取替候て

可然候哉と存候、如何被思召候哉く、

是も福衆之内儀二よるへく候、

<sup>(13)</sup>

何と成共、彼方に分別候する様に

沼田之事可申談候、乍去縁

之儀者、曾以無人体所可被仰

分候也、かしく、

「(モト捺封ウハ書

右馬

(墨引影) 元春まいる 元就

申給へ

○

【11】  
毛利元就書状

近日不申入候、何方も同篇候、先以

可御心安候、就雲州此方相談

之儀、自京都聖護院為上使

御下候、爰許迄御下向候へハ、

余大儀なる事、第一被仰出候

雲州此方和平之儀、御談

難申子細候間、追々至路次使

節進置於備州<sup>(備後国沼隈郡)</sup>輛申留候、如斯

(14)

候て興<sup>(策雲ノ龍)</sup>禪寺東堂を進置可

申分との事候、雖然聖護院

殿既御下向事候条、隆元<sup>(毛利)</sup>参上候

ハてハ不叶儀ニてもあるへく候哉、

音物等なをさり候て不成事候、大

儀此事候へ、彼聖護院殿者

公方様<sup>(おち)</sup>叔父ニて御座候、其上悉皆

之御異見者ニて御座候由之条、聊も

わるくあいしらい申御機嫌わるく候て、<sup>(ハ脱)</sup>

不可然事候、此なやみ候へ、隆元

所より以使者可申談之由申候へ共、

于今延引候、先以申計、就中<sup>(候脱)</sup>

三久須・祖式両人事、定

急度可罷越候、今程者

石州表も彼山たに堅固ニ候へハ

別にハあふなき事も候ハぬまへ、<sup>(危)</sup>

(15)

何とやうにも申談度候へ、ひとへに

御心をも被副候て可給候、奉頼候へ、

毎事重々可申承候条、不能

詳候、恐々謹言、

(永禄二年一五五九年  
霜月廿七日)

元就 御判  
(モト第一紙切封ウハ書

(墨引影) 元春まいる 元就

申給へ

「

○ウハ書部分の「墨引影」は捺封の形が模写されているが、原文書では切封の「墨引」であり、書写する際に誤ったと思われる。

○

【12】  
毛利元就書状

又一昨日者於川本敵被討

取候、尤可然候、猶以搦可被

仰付候哉、承度候、又備中・

備前表之事、せうし<sup>(笑止)</sup>

候、弥聞合候而可申候、せめて

へ今之分ニてかへり候

(16)

【13】  
毛利元就書狀

へかしと存候く、かしく

〔モト捻封ウハ書〕

右馬

〔墨引影〕元春まいる 元就

申給へ

○

夜前下よりの状、隆景御見せ候や、

於然者唯今給候而、矢嶋・岩坊

へ早々可進候、隆景陣所へ御

遣候而、御取よせ候て、只今可

給候く、又御方者御出可有

御急候くく、奉待候く、

かしく、

〔17〕

右馬

〔モト捻封ウハ書〕

〔墨引影〕元春まいる 元就

申給へ

○

〔境経貫〕

境孫早々給候、祝着候、さ候間

太兵衛尉に凡旨儀申聞候、雖

然御方御出候て、しかとの儀可

申由候て宿へ返候、早々はへ

御出候て、太兵衛尉御返候て可

然候く、待申候くく、

かしく、

〔18〕

【15】  
毛利元就書狀

〔モト捻封ウハ書〕

〔墨引影〕元春まいる

申給へ

右馬

元就

○

今夕時を可作候、御相陣衆へ

被仰触、一段ほんそう候て

〔奔走〕

御つくらせあるへく候く、

ちとく久二御おつきあるへ

く候く、自爰元つくりはしめ

可申候く、一かと御ほんそう

させらるへく御相陣衆悉へ

〔19〕

可被仰候く、たのみ申候、

〔モト捻封ウハ書〕

かしく、

右馬

〔墨引影〕元春まいる 元就

人々申給へ

○

御書中其心得候、舞

〔安芸国〕

綱へ御出候者、後刻爰元

可有御出候、待申候く、

恐々、又々

〔ママ〕

申給へ

五月七日 元春御判

〔モト捻封ウハ書〕

駿河

〔墨引影〕経言まいる 元春

御返

申給へ

【16】  
吉川元春書狀

【17】  
吉川元春書狀

(20)

○  
夕へ如申候、三兵・熊次へ両通調  
御出を待申候、三兵へ申渡させ  
候間可申談候、又朝食是にて  
きこしめし候はん哉と、夕への  
書中ニ申候、御返事ニハ何共  
不承候つれ共支度申候、

御越候者祝着可申候、恐々、又々  
かしく、

(21)

二月十九日 もと春 御判  
(モト捻封ウハ書  
(墨引影) 経言 元春  
申給へ

【18】  
吉川元春書狀

○  
昨日御用之儀承候、則御返  
事可申处、尋させ候間遅々候、  
猶々御用之儀承可氣遣申候、  
猶井助十所より可申候、恐々謹言、  
十二月廿六日 元春 御判

(22)

(モト捻封ウハ書  
(墨引影) 経言 元春  
まいる

【19】  
吉川元春書狀

(23)

○  
(伯耆国久米郡  
うつふき山へしのひ候て人を  
遣見度候条、近習衆一人・中間  
一人遣候、從御方一兩人遣候而  
可給候、然者下ハ成間敷候哉、  
中間などに甲斐々敷者一人  
もあるへきやう、此間度々被申候

(23)

間如何候哉、又々  
(ママ)  
申給へ、

十一月十二日 もと春 御判

(モト捻封ウハ書  
(墨引影) 経言まいる 元春  
申給へ

【20】  
吉川元春書狀

○  
御陣屋被仰付候ニ付而  
番匠之儀承候、安御事候、  
明日早々可申付候、

恐々、又々

かしく

(モト捻封ウハ書

(墨引影) 経言 元春  
申給へ

(24)

○



【21】  
吉川元春書狀

用段候て此者差帰候、乍次令申候、  
以前申談候刀之儀、(惠連)安国寺・(龍長)林全二  
談合候処、一段彼刀可然候、(羽柴秀吉)羽筑

も可為機嫌様に申候、誘彼  
是当時上之家風に合、近

比可然候はんのよし申間、其  
分儀定候か、只又差上間敷候や、  
御分別之条、此者三可被仰越候、

(35)

〔へカ〕

先様候安国被罷上候て、被申分  
候事肝要候之条、彼刀之儀ハ  
差上度候、可有如何候哉、不可有  
御分別候、御返事待申候、  
恐々謹言、

六月廿日 元春 御判

〔モト捻封ウハ書〕

〔墨引影〕(吉川広家)経言まいる 駿河 元春  
申給へ

○

書中披見候、態承候段祝着候、  
不能睨御出候、殊此節ハ(清川)元長  
上候事候間、彼陣所之儀其  
外彼は御心遣肝要候、

又々

【22】  
吉川元春書狀

【23】  
吉川元春書狀

かしく、  
十二ノ七 元春 御判

(36)

〔モト捻封ウハ書〕  
〔墨引影〕経言まいる返 元春  
申給へ

○

明後日ハ日柄も能候之由候条、可  
有御下候、明日彼是申談、文共  
相調可申候、又御方も御下ニ付而、  
我等ニ御尋候て有御下度被思  
召候事候者、ケ条をさせられ候て、  
明日可承候、為御心得頼  
申候、恐々謹言、

(37)

〔天正八年〕一五八〇年  
壬三月九日 もと春 御判

〔モト捻封ウハ書〕  
〔墨引影〕経言まいる 元春  
申給へ

○

【24】  
吉川元春書狀

〔伯耆国河村郡〕  
羽衣石之儀、於此表是非共

一案否申付候へて不相叶事候、  
各一命果候共、取詰候へて、不  
叶事候、旁如何被存候哉、  
上勢二見かけも有之由候、  
〔因幡国邑美郡鳥取 以下同〕  
鳥執表之事何共無心許存

計候、国衆・当家之者共歴々

(28)

差上一加勢も不仕候而、如何体

之儀も候へハ、向後迄無曲候間、

是非一加勢申付度候、分際く

たきく短束候て御悦千候、

鳥執之儀不慮候へハ、近年之

此口覺失事候、さてく如何候而

可然候哉、公私共二覚悟居候而、

一案否申付候者、能程趣も可

相見え候、以其上之覚悟ある

へく候、猶兩人可申候、恐々謹言、

〔天正八年〕一五八〇年

八月十三日 元春 御判

〔墨引影〕経言 もと春

各 一

○

(29)

登城之儀、今日ハ不成候間、

乍御辛勞、是へ可有御越候、

やかてく奉待候、恐々謹言、

治部 元長

〔モト捺封ウハ書〕  
〔墨引影〕経言まいる

申給へ 一

○

(30)

〔出雲国能登郡〕

只今從安木飛脚罷歸候、

〔因幡国島美郡〕  
鳥取之

〔26〕  
吉川元長書状

事和談二相調候由候、諸寄之事も

番衆八幡へ罷退之由候、不及是非候、

如此候時者、十九日も延引二候ても

其内いかにも難成候、此由上へ被申

頼存候、今日も何とやらん氣相悪

候間、参上難申候、土用之故二かつと

存候、万期面上候、恐々謹言、

(31)

六月十三日 元長 御判

〔モト捺封ウハ書〕  
〔墨引影〕経言まいる 元長

申給へ 一

○

彼条能々御引合候する事候、

御心安被存候、其上二も弥御心持

肝要候く、恐々謹言、

六月四日 元長 御判

〔モト捺封ウハ書〕  
〔墨引影〕経言まいる もと長 一

○

(32)

御面上二少御氣相悪候間、應而被成御快氣

候条、可御心安候、一昨夜より

之御事候、於時之儀と相見え申候、

瑞雪齋業被成御用候、

〔タイ〕  
密之儀申候処、則被懸御意候、

〔28〕  
吉川元長書状

〔27〕  
吉川元長書状

千万畏悦候、重而も給候ハ、  
可目出度候、其後兎角

候而、無音申候条に候、可

申入候、恐々謹言、

七月廿三日 元長 御判

(モト捻封ウハ書)

(墨引影)経言まいる返

申給へ

以上

【29】  
小河内蔵允書  
状

重而御書致拜上候、然者筑前守

下字之儀不被及判形、筑前守同心

仕候と一言被成御聞、被成御定度候由、

御紙面之趣申聞候处、還而斟

酌被存候へ共、不及判形と被仰聞

候間、被致合点候、此通被仰上

候而可被下候、恐惶謹言、

小河内蔵允

十月十九日

判

(吉川如兼 広家)  
益庵様

尊報人々御申上之

○

【30】  
黒田氏家臣連署  
書状

以上

追而之貴札致拜見候、然者如水・  
筑前守無他事被仰談通、右衛門佐

申聞候、則御状被致拜見候、御懇意

忝旨御座候、於向後不相易可被得

御意内存御座候、将云右衛門佐下着

不被申内二も、御使者殊隔之御葉

被下、是又右衛門佐申聞候、被入

御心候段、別而満足被申候、尤以書状

可被申入候へ共、各より可申上通

御座候、恐惶謹言、

井上周防守

(元和九年一六三三年)  
壬八月十五日

(之房)  
実名判

栗山備後守

(利安)  
実名判

黒田内膳正

実名判

黒田美作守

(一成)  
実名判

小河内蔵允

実名判

(吉川如兼 広家)  
益庵様  
貴答

【31】  
吉川元春書狀

○

今夜ハ日待申候、某元頓御隙

又無御草伏候者、可有御越

候哉、左候而御氣根次第

御座候て可有御帰候哉、

乍去御心ましたるへく候、

一卷具令披見候、自是

又御返事可申候間、文箱を

(37)

留申候、又對土佐御用之儀承候、

安御事候、ほうこう一段秘

藏候、一廉ニ御出シあるへく候、

又かなかいいかゝたるハ、志道元保江

此以前進之候間、よくも候ハね共、

さしたるほと其外御用之事

可承候く、又々

かしく、

正月晦日 元春 御判

(モト捻封ウハ書)

より

(墨引影) 元長まいる 元春

御返

申給へ

○

(38)

【32】  
吉川元長書狀

就彼条具ニ申上候処、委敷被聞

召、又御内証をも段々被仰下

忝存候、先日も数ケ度申上候様ニ

私少も非偽候之段者勿論ニ

候へ共、速なる事給候条、以

紙面申上事候、呉々趣被聞

召分候処、忝存候、以前申上候辻、

(39)

於若偽者、可罷蒙

日本国中大小神祇、殊者嚴島

両大明神・当国大山権現、別而者

吉田祇園并宮島八幡・讃岐

薬師・満願寺観音、其外諸神

諸仏御罰者也、頓ニも可申上候之処、

廿日過候てと存加用捨候、又意趣

を書中ニ書あらハし不申段、

如何候へとも、自然之儀ほと存候て

如此候、其上も可為御意候、万々

奉期吉事候く、恐惶

謹言、

(天正九年) 元長 御判

正月廿七日

(40)

(モト捻封ウハ書)

(墨引影)

治部少輔

御申之

元長

○  
〔吉川元春〕  
元資事、先日御両所御下之時差下可申

存候之處、各一度下申候事、堺目覚

〔二脱〕  
如何存候て少遅々候、延引之段御取合憑存候

一先度二宮与次被下候時、御両所まで申入

候之處被遂御披露候哉、被成御分別之通

被仰聞候、御両人御申分故と可然候、就

其吾等へ之御書、則御返進可申候由被仰

下候へとも、旁へ見せ可申存候て留申、只今

元資持参候、向後御家中之儀

不能申、世上向之儀、諸事各無御由断

御裁判候へとの被仰事にて見え申、何事も

輝元御一人二はなかけ申様にて、御氣根も

不被叶之通被仰事候、此段ハ誠無御余

儀存候、今度之御朦氣御氣遣と申、

又生得御腹中もよハハ敷御座候由

候間、被詰御氣御煩をも被成候てハ、笑止千万

御事候条、何と様にも奉行衆なども

此前二相易心に被入候て、御用をも被調候

ハて不可然存候、此段重畳面談可申

儀候へ共、為御両人も可被仰渡事肝

要存候ハ、

一此表之儀、自備前渡候諸城于今何かと候て  
不相澄遅々候、三村・石川被罷越種々  
様々事六ヶ敷儀被申候段、可被成御推量候、

色々申候て昨日差返候、雖然自両家も

雜掌被付置候て被申事候、

一三村・石川方被申様之儀、以ヶ条元資・

児周口上申合候間、可被尋聞召事

肝要存候、猶御吉事重畳可申入候、

恐々謹言、

〔元龜三年〕  
十月十二日  
降景 御判

元春 御判

〔墨引影〕  
左衛門佐

駿河守

〔福原〕  
貞俊  
通良  
隆景

申給ハ

○ウハ書部分の「墨引影」は捻封の形が模写されているが、原文  
書では切封の（墨引）であり、書写する際に誤ったと思われる。

右私家二伝来仕候写如斯御座候、以上、

元文五年 四月 毛利彦次郎（印）